

犯罪のない安全で安心なまちづくり

防犯に関する指針

島根県



編集・発行

島根県環境生活部 環境生活総務課 安全安心スタッフ

〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL.0852-22-6216

ホームページアドレス http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bousai/bouhan/machi_dukuri/

島根県教育庁 義務教育課 生活指導推進室

〒690-8501 島根県松江市殿町1(県庁分庁舎2階) TEL.0852-22-6064

島根県警察本部 生活安全企画課

〒690-8501 島根県松江市殿町8-1 TEL.0852-26-0110

ホームページアドレス <http://www2.pref.shimane.jp/police/>

防犯に関する指針の全文は、こちらからご覧ください。

http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bousai/bouhan/machi_dukuri/sisin.html

もくじ

1. 「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」
(知事、教育委員会及び公安委員会) 3P
2. 「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」
(知事及び公安委員会) 5P
3. 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」
(知事及び公安委員会) 7P
4. 「犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針」
(知事及び公安委員会) 9P

はじめに

本県の犯罪発生状況は、自転車盗や空き巣など、皆さんの身近で発生する犯罪が、全体の半数を占めていること、また、子どもを狙った誘拐や連れ去り事件が全国的に後を絶たないことなどから、日常生活の中で犯罪に対する不安が高まっています。

このため、島根県では、県民や観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現するため、平成18年7月に「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、同年12月にこの条例に基づき、以下の4つの「防犯に関する指針」を策定しました。

- 1 「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」
- 2 「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」
- 3 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」
- 4 「犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針」

これらの指針の基本的な考え方のポイントは次の3つとしております。

ポイント1

防犯上配慮すべき具体的な事項を定めたもの

ポイント2

自発的な取組を進めていただく上でのガイドライン的なもの

ポイント3

それぞれの地域の実情などに応じて運用していただくもの

このパンフレットは、みなさんに指針の内容について理解を深めていただくため、写真やイラストを用いて分かりやすく説明したものです。

できることから、できる範囲で安全で安心なまちづくりに取り組んでいただくきっかけとしてご活用ください。

学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針



① 学校等における子どもの安全確保

教職員等の危機管理意識の高揚と学校等における体制の整備

▶ 防犯器具を使った実践的な訓練



▶ 危機管理マニュアルの策定及び見直し



不審者に対する侵入防止対策

▼ 侵入を禁止する看板

きよが ころない
許可なく校内に
立ち入らないで
ください



▼ 来訪者証の着用



③ 緊急時の対策等

速やかな伝達システムの確立



適切な避難・誘導の展開等

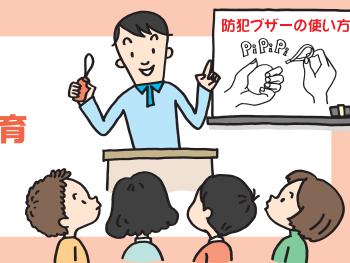


実践的な防衛・退避スキル等の習得



④ 子どもへの安全教育の充実等

学校等での安全教育 家庭及び地域における安全教育



⑤ 関係機関・団体との連携体制の整備等

適切な役割分担・ 連携・協調・情報共有



⑥ 土日及び祝祭日等における子どもの安全確保

地域ぐるみで 子どもを守る



② 通学路等における子どもの安全確保

安全点検と要注意箇所の周知

- 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
- 安全マップ作成を通じた地域との情報の共有



登下校時の安全確保

- 地域全体で子どもを見守る体制の整備



たとえば…

- あいさつ運動
- 青色回転灯パトロール
- 防犯パトロール
- 子ども110番の家

大切ないのちをまもるための 五つの約束 家族でいっしょに読みましょう

こんなことにも気をつけましょう

- か** (Car): 「みちをおしえて」とか「おくってあげる」といわれても、しらないひとのくるまののってはいけません。
- な** (Naughty): へんなひとやくるまにきがついたら、おうちのひとやせんせいにはなしておこう。
- ひ** (Hill): がっこうからのかえりみちは、みんなといっしょにかえろう。そとであそぶときも、ひとりきりにならないようにしましょう。
- お** (Old): あぶないとおもったら、ぼうはんブザーをならしたり、おおきなこえをだしてにげよう。

エレベーターでは、しらないひととのらないようにしましょう。

おうちでひとりいるときは、でんわをとらない、カギをあけないようにしましょう。

つうがくろでさがしてみよう

あぶないときにたすけてもらえる、おみせやいえ

子ども110番

「学校等」…幼稚園、小・中・高等学校の学校や保育所等の児童福祉施設等
「子ども」…乳幼児、児童及び生徒をいう
「通学路等」…子どもが通園通学の際に利用する道路、広場等



①道路

①歩道と車道の分離

- 防護柵・歩車道境界ブロック・植栽等による分離



▲防護柵で歩道と車道を分離した道路



歩道と車道が分離されていない道路は、犯罪に遭う危険が高くなる。

②見通しの確保

- 安全施設や植栽等、種類や配置を考慮した見通しの確保

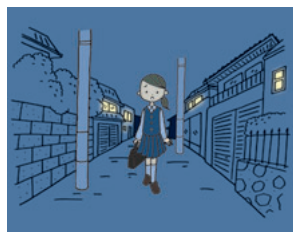


植栽や工作物の種類や配置を考慮して周囲からの見通しをよくなります。

③明るさの確保

- 道路照明・防犯灯の適切な配置による夜間照度の確保(3ルクス以上)

防犯灯の設置イメージ



▲十分な明るさが確保できない道路



▲十分な明るさが確保された道路

④防犯設備の設置

- 地下道など、防犯上特に注意を払うべき箇所には、必要に応じて防犯ベル等を設置



②公園

①見通しの確保

- 死角をつくらない樹木の配置と適正な維持管理

②見通しに配慮した遊具等の設置

- 死角をつくらない遊具等の選定と見通しに配慮した配置

③明るさの確保

- 極端な暗部をつくらない照明の設置
- 主な場所で5ルクス以上、その他の場所で1ルクス以上の照度を確保

④便所設置における配慮事項

- 周囲からの見通しと明るさの確保(50ルクス以上)
- 防犯ベル等の設置



犯罪の防止に配慮した公園のイメージ



見通しの確保



明るさの確保



死角になる場所では、犯罪が起こりやすい。

③駐車場及び駐輪場

①見通しの確保及び区分

- フェンス等による区分と周囲からの見通しの確保

②明るさの確保

- 地下及び屋内の駐車場＝駐車場部分2ルクス、車路10ルクス以上の照度を確保
- 屋外駐車場＝夜間、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保

③その他の具体的対策

- 管理者等の常駐及び巡回、モニター用カメラの設置
- 死角をなくすミラー、盗難防止用サイクルラックやチェーン用パーラックの設置

④管轄警察署との連携

- 新設、変更の際の助言を求める
- 犯罪発生件数等の情報提供を受け、利用者等へ広報啓発

◇駐車場



駐車場部分2ルクス・車路部分10ルクス以上

- 明るく、見通しをよくなることにより、不審者を発見しやすくなります。

◇駐輪場

- チェーン用パーラック



チェーン錠で車輪とバーを結束する

- サイクルラック



専用駐輪場内

サイクルラックに固定された自転車

チェーン用パーラック…駐輪場に固定される金属製の棒(バー)をいい、これを自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。サイクルラック…チェーン用パーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針



① 一戸建て住宅

- 空調室外機、配管、縦樋等**
侵入の足がかりにならないよう配慮する。
- バルコニーの手すり**
支障のない範囲で見通しが確保された構造のものとする。
- バルコニーの配置**
縦樋や樹木、物置の屋根などを足場にして侵入できない位置に配置する。
- 浴室・トイレの窓**
面格子を設置するなど、侵入を妨げる構造とする。
- 玄関の位置**
周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- カーポート、駐輪場**
① 道路、玄関または居室の窓等から見通しが確保された位置に配置する。
② 照明設備を配置する。
- 物置、塀、生け垣等**
① 周囲からの見通しを妨げないように配慮する。
② 侵入の足がかりにならないよう適切な場所に配置する。
- センサー付照明等の設置**
玄関付近等に常時点灯する照明または人の動きを感知して点灯するセンサー付照明を設置する。

② 共同住宅

- 防犯カメラ**
周囲からの見通しの確保が難しい場所では、防犯カメラを設置する。ただし、個人のプライバシー保護に配慮する。
- エレベーター**
防犯カメラ
照明設備: 50ルクス以上
非常呼び出しボタン 窓
- 駐車場・駐輪場**
① 周囲からの見通しのできるよう配置・構造とする。
② 駐輪場には盗難防止のためチェーン用パーラック、サイクルラックなどを設置する。
③ 照明設備: 3ルクス以上
- 共用玄関**
① 道路など周囲からの見通しのできるよう位置に配置する。
② 各住戸と通話可能なインターホンやオートロックシステムを配置する。
③ 照明設備: 50ルクス以上
- 廊下・階段**
① 屋外の階段は周囲からの見通しのできる構造とし、バルコニーなどへ侵入されない位置に配置する。
② 照明設備: 20ルクス以上
- 管理人室**
管理人室から共用玄関・メールコーナー・エレベーターホールを見渡せる配置・構造とする。
- 塀・柵・植栽**
① 周囲からの見通しを妨げないようにする。
② 植栽については、侵入者が身を隠したりしないよう樹種を選定し、定期的にせん定する。
- メールコーナー**
① 管理人室等からの見通しのできるよう位置に配置する。
② 郵便受箱は施錠可能なものとし、オートロックシステムを導入する場合は貫通型とする。
③ 照明設備: 50ルクス以上

3ルクス	4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度。
20ルクス	10m先の人の顔、行動を識別でき、誰でもわかる程度。
50ルクス	10m先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰でも明確にわかる程度。

③ 玄関扉・窓の防犯対策 ～破壊・ピッキングが困難なものとしましょう～

玄関扉等

- 補助錠**
フロント・ツーロックが有効です。
- 扉の材質**
スチール製等の破壊が困難な材質にしましょう。
- カギ**
ピッキングに対して高い防犯性能を持つカギを取り付けましょう。
- インターホン**
玄関の外部の様子を映し出せるものが有効です。
- 箱錠**
ドアの錠のこじ開け破り等の破壊行為を防止します。
- サムターンカバー**
サムターン回し等による解錠を防止します。
- 錠機能の補完**
錠の機能を補完します。
- ガードプレート**
扉と枠の隙間をふさぎ、こじ開けを防止します。
- ドアチェーン・ドアガード**
錠の機能を補完します。
- 定規縁付きドア**
- ドアスコop**

窓

- 補助錠**
できるだけクレセントから離れた位置に取り付けます。
- 防犯フィルム**
(普通ガラスの場合)
室内側ガラスに貼ることにより、ガラスの破壊時間が長くなるなど、侵入を難しくする効果があります。
- 面格子**
窓と一体型のもので有効です。ビスで止める場合は、長めのビスでしっかり固定し、ネジ山はつぶしておきます。
- 錠付きクレセント**
通常のクレセントは部屋の気密性を高めるための締め金具であり、高い防犯性能は望めません。
- ガラス**
防犯合わせガラス(2枚以上の板ガラスに強靭な樹脂膜が圧着されたもの)など、防犯性能の高いガラスとします。

住宅侵入犯罪事情

住宅侵入盗の約7割が、侵入に5分以上かかると犯行をあきらめるとの調査結果が出ています。

一方で、県内の住宅侵入盗の手法は、無施錠の玄関などから入るものがトップとなっています。

まずは、外出や不在時の鍵掛けを習慣づけるようにし、ドア、窓、ガラスなどの防犯対策は、この「5分」を目安として、もう一度見直してみましょう。

侵入をあきらめる時間

10分以上	8.6%
2分以内	17.1%
5分を超え10分以内	22.9%
2分を超え5分以内	51.4%

出典: (財) 都市防犯研究センター

島根県における平成18年住宅への侵入手法

無施錠	82.2%
ガラス破り	14.6%
施錠開け・戸外	2.8%
その他の破壊	0.4%

注1: 侵入手段のうち、不明等は除く
注2: 数値は平成18年刑法犯認知件数の暫定値を使用
資料提供: 島根県警察本部

防犯建物部品

「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が定めた試験基準により、ガラス破りや錠破りなどの侵入手法に対し5分以上の抵抗性能を有すると評価された「防犯性能の高い建物部品」のことを防犯建物部品といい、共通のCPマークが表示されます。

*「防犯性能の高い建物部品目録」は <http://www.cp-bohan.jp/> でご覧いただけます。

CPはCrime Prevention (=防犯)の頭文字です。

※CPマークは、官民合同会議で定めた試験に合格したことを示すものですが、あらゆる状況において5分以上侵入を防ぐ性能を保証するものではありません。



①店舗等の構造、設備

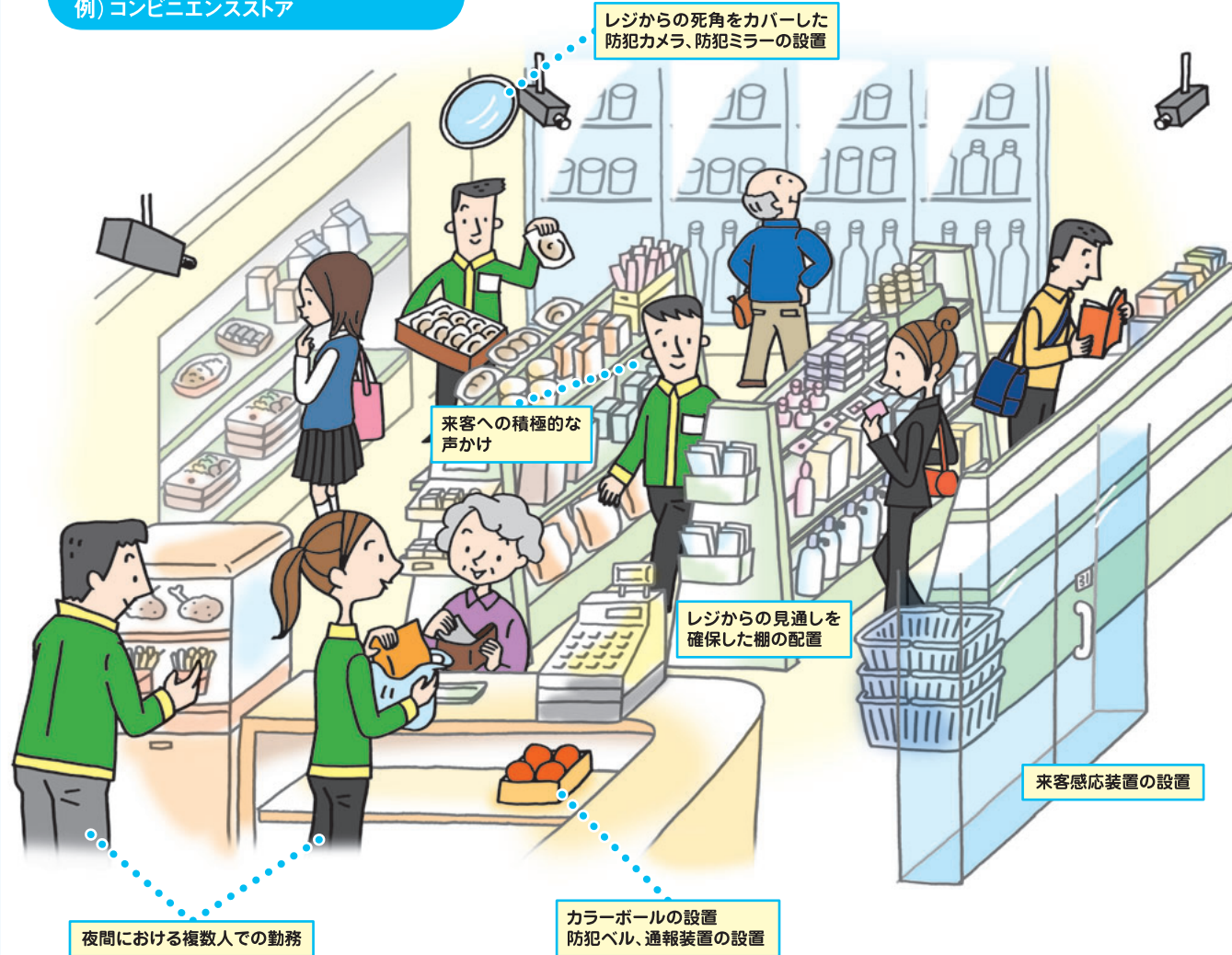
①店舗の構造

- 店舗内外における見通しの確保
- 見通しに配慮したカウンターやレジなどの配置
- 商品陳列棚の整理整頓や万引き防止に配慮した配置

②防犯設備

- 防犯ベル等の通報装置の設置
- 死角部分をなくすための防犯カメラや防犯ミラーの設置
- 万引き防止機器の設置

犯罪の防止に配慮した店舗のイメージ
例) コンビニエンスストア



③その他の防犯対策(警戒要領等)

- 複数人による勤務態勢
- 来客への積極的な声かけ
- 駐車(輪)場での犯罪防止措置(5ページ参照)
- レジ内現金の僅少化と現金の金庫による保管
- 複数人による現金の搬送
- 金庫に異常があった場合の通報装置の設置

②防犯体制の整備

①体制整備

- 防犯責任者等の指定、防犯指導の実施

②防犯設備の点検整備・拡充

- 防犯責任者による定期的な防犯機器の点検など

③防犯マニュアルの活用

- マニュアルの策定と店舗内への備え付け、従業員への周知

④従業員に対する指導

- 防犯訓練の実施など

⑤管轄警察署との連携

- 防犯体制・設備の改善への警察情報の活用など



対象となる店舗とは?

銀行その他の金融機関、深夜において営業する施設、大規模小売店舗

(※公安委員会規則で定める店舗を対象としています。)

①銀行その他の金融機関

- 銀行
- 日本郵政公社
- 信用金庫
- 労働金庫
- 商工組合中央金庫
- 農林中央金庫
- 信用協同組合
- 漁業協同組合
- 貸金業者

②深夜において営業する施設

- スーパーマーケット
- コンビニエンスストア
- ガソリンスタンド
- 書店
- CD・ビデオ販売店
- CD・ビデオレンタル店
- 複合カフェ

③大規模小売店舗

- 大規模小売店舗立地法にいう店舗